

我孫子市景観条例施行規則

我孫子市景観条例施行規則（平成11年規則第42号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 景観形成基本計画（第3条—第8条）

第3章 景観計画区域内の景観形成（第9条—第16条）

第4章 景観づくり市民団体（第17条—第21条）

第5章 景観形成重要物（第22条—第25条）

第6章 我孫子市景観アドバイザー（第26条—第29条）

第7章 我孫子市景観審議会（第30条—第34条）

第8章 雑則（第35条・第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び我孫子市景観条例（平成18年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（条例第8条の規則で定める団体）

第2条 条例第8条の規則で定める団体は、次に掲げる団体とする。

- （1） 独立行政法人都市再生機構
- （2） 地方住宅供給公社

第2章 景観形成基本計画

（景観計画の策定等を提案できる団体）

第3条 条例第12条第3項の規則で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

- （1） 当該区域の景観形成の推進に資することが期待できること。
- （2） 当該区域に係る住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(地区景観形成協議会の認定申請)

第4条 条例第13条第2項に規定する地区景観形成協議会の認定に係る申請は、我孫子市地区景観形成協議会認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の定数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

(地区景観形成協議会の認定要件)

第5条 条例第13条第2項に規定する地区景観形成協議会の認定の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 当該区域に土地又は建物を所有する者が、構成員の2分の1以上であること。
- (2) 当該区域の景観形成の推進に資することが期待できること。
- (3) 当該区域に係る住民その他利害関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

(地区景観形成協議会の認定通知)

第6条 市長は、条例第13条第2項に規定する地区景観形成協議会の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、我孫子市地区景観形成協議会認定通知書(様式第2号)又は我孫子市地区景観形成協議会不認定通知書(様式第3号)により代表者に通知するものとする。

(地区景観形成協議会の変更の届出)

第7条 地区景観形成協議会の代表者は、当該地区景観形成協議会の規約その

他の事項について変更があったときは、速やかに我孫子市地区景観形成協議会変更届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（地区景観形成協議会の認定の取消し）

第8条 市長は、地区景観形成協議会が第5条各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、我孫子市地区景観形成協議会認定取消通知書（様式第5号）により当該地区景観形成協議会の代表者に通知するものとする。

第3章 景観計画区域内の景観形成

（事前協議申請の申請書及び添付図書）

第9条 条例第15条第2項に規定する申請書は、我孫子市景観計画区域内行為事前協議申請書（様式第6号）とする。

2 条例第15条第2項の規則で定める図書は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書とする。

3 条例第15条第2項の規定にかかわらず、市長は、前項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（行為の届出等）

第10条 景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）第1条に規定する届出書は、我孫子市景観計画区域内行為（変更）届出書（様式第7号）とする。

（適用除外となる色彩の基準）

第11条 条例第17条第1項第3号及び第5号並びに第2項第2号及び第4号の規則で定める色彩の基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

（その他の規則で定める行為）

第12条 条例第17条第1項第10号の規則で定める行為は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、当該農林漁業の実施に通常随伴する行為
- （2） 鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する工作物の建設等
- （3） 架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条

第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用の工作物の建設等

(身分を示す証明書)

第13条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第8号)とする。

(広告物の届出)

第14条 条例第19条の規定による届出をしようとする者は、千葉県屋外広告物条例(昭和44年千葉県条例第5号)に基づく許可の申請を行おうとする日の30日前までに、我孫子市景観計画区域内広告物表示(設置)等届出書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、別表第3の左欄に掲げる行為の区分に応じ、同表の右欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

4 市長は、第1項の届出に基づく行為が景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、同項に規定する期間を経過する前であっても、千葉県屋外広告物条例に基づく許可の申請を受け付けることができる。

(広告物の規模)

第15条 条例第19条の規則で定める規模は、千葉県屋外広告物条例により許可を必要とする広告物の表示又は掲出で、当該広告物の高さが4メートル以上のもの又は表示面積10平方メートルを超えるものとする。ただし、特定地区においては、千葉県屋外広告物条例により許可を必要とするすべての広告物の表示又は掲出とする。

(助言及び指導)

第16条 条例第20条第4項の規則で定める期間は、法第16条第1項若しくは第2項又は条例第19条の規定による届出のあった日の翌日から起算して15日以内とする。

第4章 景観づくり市民団体

(景観づくり市民団体の認定申請)

第17条 条例第21条第2項に規定する認定の申請は、我孫子市景観づくり

市民団体認定申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項第1号の規約には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的及び活動の内容
- (3) 事務所の所在地
- (4) 役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
- (5) 構成員に関する事項
- (6) 会議に関する事項
- (7) 会計に関する事項

（景観づくり市民団体の認定要件）

第18条 条例第21条第3項に規定する景観づくり市民団体の認定の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 景観形成基本計画に基づく景観形成の推進に資することが期待できること。
- (2) 関係者の財産権を不当に制限するものでないこと。

（景観づくり市民団体の認定通知）

第19条 市長は、条例第21条第2項に規定する景観づくり市民団体の認定の申請があったときは、速やかにその適否を決定し、我孫子市景観づくり市民団体認定通知書（様式第11号）又は我孫子市景観づくり市民団体不認定通知書（様式第12号）により代表者に通知するものとする。

（景観づくり市民団体の変更の届出）

第20条 景観づくり市民団体の代表者は、当該景観づくり市民団体の規約その他の事項について変更があったときは、速やかに我孫子市景観づくり市民団体変更届出書（様式第13号）により市長に届け出なければならない。

（景観づくり市民団体の認定の取消し）

第21条 市長は、景観づくり市民団体が第18条各号に掲げる要件のいずれ

かを欠くと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により景観づくり市民団体の認定を取り消したときは、我孫子市景観づくり市民団体認定取消通知書（様式第14号）により当該景観づくり市民団体の代表者に通知するものとする。

第5章 景観形成重要物

（所有者等の同意）

第22条 条例第25条第2項に規定する所有者等の同意は、我孫子市景観形成重要物指定同意書（様式第15号）によるものとする。

（指定の通知）

第23条 条例第25条第3項に規定する通知は、我孫子市景観形成重要物指定通知書（様式第16号）によるものとする。

（景観形成重要物指定の告示）

第24条 条例第25条第3項に規定する告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 指定番号及び指定の年月日

（2） 建造物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種

（3） 景観形成重要物の所在地

（4） 景観形成重要物の所有者の氏名及び住所

（5） 建造物にあっては指定の理由となった外観の特徴、樹木にあっては指定の理由となった樹容の特徴

（6） 建造物にあっては、条例第25条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

2 前項第6号に掲げる事項については、条例第25条第3項に規定する通知は、当該土地又は物件の位置を表示する図面で縮尺100分の1以上のものにより行うものとする。

（標識の設置）

第25条 条例第25条第3項に規定する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 指定番号及び指定の年月日

（2） 建造物にあってはその名称、樹木にあってはその樹種

第6章 我孫子市景観アドバイザー

(景観アドバイザーの専門分野)

第26条 条例第31条に規定する景観アドバイザーは、都市計画、建築、造園、土木、造形又は色彩に関して専門的知識又は経験を有する者とする。

(職務)

第27条 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関し、景観形成の見地から情報の提供及び専門的助言を行うものとする。

- (1) 公共施設の整備、改善等に関する事項
- (2) 景観計画区域内における行為の届出をした者に対する助言又は指導に関する事項
- (3) 景観形成重要物の所有者等に対する助言又は指導に関する事項
- (4) 地区景観形成協議会及び景観づくり市民団体に対する技術的援助に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(守秘義務)

第28条 景観アドバイザーは、職務上知り得た情報及び内容を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第29条 市長は、景観アドバイザーが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 辞職を申し出たとき。
- (2) 職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えることができないと市長が認めるとき。

第7章 我孫子市景観審議会

(会長及び副会長)

第30条 条例第33条に規定する景観審議会に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を取りまとめ、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 1 条 景観審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 景観審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 3 2 条 条例第 3 4 条第 5 項に規定する専門部会は、委員のうちから会長が指名する者をもって組織する。

2 専門部会に、部会長を置き、当該専門部会に属する委員の互選により定める。

3 部会長は、専門部会の会務を取りまとめ、専門部会の会議の経過及び結果を景観審議会に報告する。

4 前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「景観審議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 3 3 条 景観審議会の庶務は、都市部都市計画課において処理する。

(運営)

第 3 4 条 この規則に定めるもののほか、景観審議会の運営に関し必要な事項は、会長が景観審議会に諮って定める。

第 8 章 雑則

(公表の方法)

第 3 5 条 条例第 3 5 条第 1 項の規定による公表は、条例第 1 9 条若しくは法第 1 6 条第 1 項若しくは第 2 項の届出の際虚偽の届出をしたことが判明した者又は条例第 2 0 条第 2 項若しくは法第 1 6 条第 3 項の規定による勧告に従わない者の住所、氏名その他市長が必要と認める事項を記載した書面を我孫子市公告式条例（昭和 3 0 年条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、広報あびこ及び市ホームページに掲載し、その他適切な報道手段により行うものとする。

(補則)

第36条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

別表第1（第9条第2項関係）

行為	図書	
	種類	明示すべき事項等
建築物の建築等 (工作物の建設等)	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物(工作物)の敷地の位置
	配置図 (1/100程度)	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法 敷地の境界及び建築物(工作物)の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数 擁壁、垣、さく、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色彩
	平面図 (1/50程度)	方位、間取り及び用途
	立面図 (1/50程度)	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他	市長が必要があると認める図書
開発行為	位置図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域
	現況図 (1/2500以上)	都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）に規定する図面に準じて作成すること。
	土地利用計画図 (1/1000以上)	植栽計画がある場合は、土地利用計画図に、植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数を記載すること。
	造成計画平面図 (1/1000以上)	外構施設がある場合は、土地利用計画図に、垣、さく、塀、ごみ置場等の高さ、長さ、材料及び色彩を記載すること。なお、擁壁の高さ、長さ、材料及び色彩は、
	造成計画断面図 (1/1000以上)	造成計画平面図及び造成計画断面図に記載すること。
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
その他	市長が必要があると認める図書	
木竹の伐採又は 植栽	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる土地の区域
	配置図 (1/100程度)	伐採し、移植し、又は植栽する樹木の位置、樹種、樹高及び本数
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他	市長が必要と認める図書
屋外における土 石、廃棄物、再 生資源その他の 物件の堆積	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図 (1/100程度)	方位、敷地の形状及び寸法 物件の堆積を行う位置 修景の方法（遮へい物の位置、種類、構造及び規模又は植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数、など） 敷地の接する道路の位置及び幅員 隣接地との高低差
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	その他	市長が必要があると認める図書

別表第2（第11条関係）

建築物の色彩の基準

国道6号・商業地区（都市計画道路3・3・6国道6号の境界線から50m以内の区域、商業地域及び近隣商業地域）

外壁の面積の4/5以上の部分については、以下の色彩を使用すること。ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りでない。

色相	明度	彩度
R（赤） Y R（橙） Y（黄）	全範囲	6以下
G Y（黄緑） G（緑）		4以下
B G（青緑） B（青） P B（青紫） P（紫） R P（赤紫）		2以下
N（無彩色）		

外壁の面積の1/5以下の部分については、以下の色彩を使用できる。なお、外壁の面積の1/20以下については、蛍光色を除く全ての色彩を使用できる。

色相	明度	彩度
R（赤） Y R（橙） Y（黄）	全範囲	10以下
G Y（黄緑） G（緑）		8以下
B G（青緑） B（青） P B（青紫） P（紫） R P（赤紫）		6以下
N（無彩色）		

屋根については、以下の色彩を使用すること。

色相	明度	彩度
R（赤） Y R（橙） Y（黄）	6以下	6以下
G Y（黄緑） G（緑） B G（青緑） B（青） P B（青紫） P（紫） R P（赤紫）		4以下
N（無彩色）		8以下

建築物の色彩の基準

一般地区（国道6号・商業地区及び特定地区以外の地区）

外壁の面積の 14/15 以上の部分については、以下の色彩を使用すること。
 ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合はこの限りでない。

色相	明度	彩度
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲	4 以下
G Y (黄緑) G (緑) B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)		2 以下
N (無彩色)		

外壁の面積の 1/15 以下の部分については、以下の色彩を使用できる。
 なお、外壁の面積の 1/45 以下の部分については、蛍光色を除く全ての色彩を使用できる。

色相	明度	彩度
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲	10 以下
G Y (黄緑) G (緑)		8 以下
B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)		6 以下
N (無彩色)		

屋根については、以下の色彩を使用すること。

色相	明度	彩度
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	6 以下	6 以下
G Y (黄緑) G (緑) B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)		4 以下
N (無彩色)		8 以下

建築物の色彩の基準

手賀沼ふれあいライン特定地区

外壁の面積の 9/10 以上の部分については、以下の色彩を使用すること。ただし、木材、石材等の自然素材を使用する場合は、この限りではない。

色相	明度	彩度
5 R (赤) ~ 5 Y (黄)	5 以上 ただし、4 階以上の部分については、7 以上	4 以下
N (無彩色)	3 以上	

外壁の面積の 1/10 以下の部分については、以下の色彩を使用できる。なお、外壁の面積の 3/100 以下については、蛍光色を除く全ての色彩を使用できる。

色相	明度	彩度
R (赤) Y R (橙) Y (黄)	全範囲	10 以下
G Y (黄緑) G (緑)		8 以下
B G (青緑) B (青) P B (青紫) P (紫) R P (赤紫)		6 以下
N (無彩色)		

屋根については、以下の色彩を使用すること。

色相	明度	彩度
5 R (赤) ~ 5 Y (黄)	6 以下	4 以下
その他の範囲 (Nを除く)	4 以下	
N (無彩色)	8 以下	

工作物の色彩

建築物の敷地に設置される工作物は、素材そのものの色、若しくは外壁の色彩基準に適合すること。
単独の工作物は、素材そのものの色や明度・彩度 6 以下の色彩とすること。

別表第3（第14条第2項関係）

行為	図書	
	種類	明示すべき事項等
広告物の表示	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる広告物の敷地の位置
	配置図 (1/100程度)	縮尺、方位、敷地の形状 敷地の境界及び広告物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員
	立面図 (1/50程度)	縮尺、主要部分の材料の種別、広告物の寸法、仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状態を表すもの
	その他	市長が必要であると認める図書
広告物の表示内容の変更	位置図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる広告物の敷地の位置
	配置図 (1/100程度)	縮尺、方位、敷地の形状 敷地の境界及び広告物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員
	立面図 (1/50程度)	縮尺、表示内容の変更に係る部分の広告物の寸法、仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状態を表すもの
	その他	市長が必要であると認める図書
広告物を掲出する物件の設置又は改造	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる広告物の敷地の位置
	配置図 (1/100程度)	縮尺、方位、敷地の形状 敷地の境界及び広告物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員
	立面図 (1/50程度)	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状態を表すもの
	その他	市長が必要であると認める図書
広告物を掲出する物件の色彩の変更	付近見取図 (1/2500程度)	方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる広告物の敷地の位置
	配置図 (1/100程度)	縮尺、方位、敷地の形状及び寸法 敷地の境界及び広告物の位置 敷地の接する道路の位置及び幅員
	立面図 (1/50程度)	縮尺、主要部分の材料の種別、仕上げの方法及び色彩
	現況写真 (2方向以上)	行為の場所及び周辺の状態を表すもの
	その他	市長が必要であると認める図書

様式第1号（第4条第1項関係）

<p>我孫子市地区景観形成協議会認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>我孫子市長あて</p> <p style="text-align: center;">申請者住所</p> <p style="text-align: center;">氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>我孫子市景観条例第13条第2項に規定する地区景観形成協議会の認定を受けたいので、同条例施行規則第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p>	
団体の名称	
地区を構成する土地の地番	
景観形成の目的	
※ 認定年月日 年 月 日	※ 認定番号 第 号

注

- 1 団体の名称については、認定を受けようとする地区景観形成協議会の名称を記入してください。
- 2 ※印欄は、記入しないでください。
- 3 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 規約
 - (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
 - (3) その他指定された書類

様式第2号（第6条関係）

<p>我孫子市地区景観形成協議会認定通知書</p> <p style="text-align: right;">(番 号) 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">我孫子市長 印</p> <p>年 月 日付けで申請のあった地区景観形成協議会の認定については、次のとおり認定することに決定したので、我孫子市景観条例施行規則第6条の規定により通知します。</p>	
地区景観形成協議会の名称	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
事務担当課	部 課 電話

様式第3号（第6条関係）

我孫子市地区景観形成協議会不認定通知書

(番 号)
年 月 日

様

我孫子市長 印

年 月 日付けで申請のあった地区景観形成協議会の認定については、次の理由により認定しないことに決定したので、我孫子市景観条例施行規則第6条の規定により通知します。

理由

事務担当課

部 課 電話

様式第4号（第7条関係）

<p>我孫子市地区景観形成協議会変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>我孫子市長あて</p> <p style="text-align: center;">申請団体名</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>我孫子市景観条例施行規則第7条の規定により、地区景観形成協議会について次のとおり変更したので、関係図書を添えて届け出ます。</p>		
地区景観形成協議会 の 名 称		
地区景観形成協議会 認 定 年 月 日	年 月 日	
地区景観形成協議会 認 定 番 号	第 号	
変 更 理 由		
変 更 事 項	変 更 前	
	変 更 後	
添 付 書 類	次に掲げる書類を添付します。	

様式第5号（第8条第2項関係）

我孫子市地区景観形成協議会認定取消通知書

(番 号)
年 月 日

様

我孫子市長 印

我孫子市景観条例施行規則第8条第1項の規定により、地区景観形成協議会の認定を取り消したので、同条第2項の規定により次のとおり通知します。

地区景観形成協議会 の 名 称	
認 定 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	第 号
取 消 年 月 日	年 月 日
取消理由	
事 務 担 当 課	部 課 電 話

建築物の概要	用途						
	高さ	m					
	階数	地上	階	地下	階		
	構造	造 一部 造					
	敷地面積	m ²					
	建築面積	届出部分	m ²	届出以外の部分	m ²	合計	m ²
	延べ面積	届出部分	m ²	届出以外の部分	m ²	合計	m ²
	屋外に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽		m			
		その他 ()		m			
	外観を変更することとなる修繕色彩の変更	行為の内容					
	行為の面積		m ²				
仕上材	屋根		色彩	屋根※			
	外壁			外壁※			
	軒裏			軒裏			
	窓枠			窓枠			
				窓			
工作物の概要	種類						
	高さ	m (地上からの高さ m)					
	構造	造 一部 造					
	建造面積	届出部分	m ²	届出以外の部分	m ²	合計	m ²
	敷地面積	m ²					
	仕上材			色彩			
	色彩の変更部分とその面積	変更部分		面積 m ²			
開発行為	行為の目的						
	行為の内容						
	敷地面積	m ²		行為面積	m ²		

木竹の伐採 又は植栽	樹種			
	樹高	m～ m		
	本数	本	行為面積	m ²
屋外における 土石、廃棄物、 再生資源その他 の物件の堆積	堆積する 物件の内容			
	修景の方法			
	堆積の高さ	m	行為面積	m ²

注

- 1 行為の地区及び行為の種類欄は、該当する□をチェックしてください。
- 2 仕上材欄には、表面仕上げの材料をできるだけ詳しく記入してください。
- 3 色彩欄には、色調及びマンセル値（表色系）を記入してください。
- 4 この申請書には、別表第1で指定する関係図書を添付してください。
- 5 建築物の屋根及び外壁並びに工作物の色彩は、変更命令及び原状回復命令の対象となります。

様式第7号（第10条関係、景観法施行規則第1条関係）

我孫子市景観計画区域内行為（変更）届出書		年 月 日
我孫子市長あて		
行為をしようとする者 住 所 （主たる事務所の所在地） 氏 名 （名 称） 電話番号		
④		
景観法第16条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。		
行 為 の 種 類	建 築 物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	工 作 物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為	
	<input type="checkbox"/> 木竹の伐採又は植栽	
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
行 為 の 場 所		
設 計 又 は 施 行 方 法、 修 景 方 法	<input type="checkbox"/> 我孫子市景観条例第15条第1項に基づく事前協議のとおり <input type="checkbox"/> 別添の図書のとおり	
行 為 の 期 間	着手予定 年 月 日 ～ 完了予定 年 月 日	

注

- 1 この届出書は、当該行為に係る法律若しくはこれに基づく命令又は条例上の手続がある場合、我孫子市景観条例第15条第1項に基づく事前協議が終了した後に提出できます。
- 2 行為の種類のカラムは、該当する□をチェックしてください。

様式第8号（第13条関係）

（表）

			第	号
		年	月	日交付
身 分 証 明 書				
所属	氏 名			
職名	生年月日	年	月	日生
この証明書を携帯する者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第8項に規定する立入検査を行う職員である。				
我孫子市長				印

（裏）

関係法令 景観法第17条（抜粋）

6 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ぜべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。（以下略）

7 景観行政団体の長は、（略）景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第6項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

9 第7項の規定による立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

縦 5.3 センチメートル 横 8.5 センチメートル

様式第9号（第14条第1項関係）

我孫子市景観計画区域内広告物表示（設置）等届出書		年 月 日
我孫子市長あて		
届出者 住 所 (行為者)		
氏 名 ㊟		
電話番号		
我孫子市景観条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。		
施工者	住 氏 所 名 事務所名 電話番号	
設計者	住 氏 所 名 電話番号	
管理者	住 氏 所 名 電話番号 資 格	
行為の地区	<input type="checkbox"/> 国道6号・商業地区 <input type="checkbox"/> 一般地区 <input type="checkbox"/> 手賀沼ふれあいライン特定地区	
行為の場所		
表示・設置の予定期間	年 月 日 から 年 (月) 以内	
行為の種類	広 告 物 <input type="checkbox"/> 表示 <input type="checkbox"/> 表示内容の変更	
	広告物を掲出する物件 <input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
広告物の数量	独立した広告物 (個) 屋上の広告物 (個) 建築物の壁面 (個) 工作物の壁面 (個) 壁面から突出 (個) 広告幕 (個) のぼり旗 (個)	

注

- 1 行為の地区及び行為の種類のカラムは、該当する□をチェックしてください。
- 2 この届出書には、別表第3に掲げる図書を添付してください。

様式第10号（第17条第1項関係）

<p>我孫子市景観づくり市民団体認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>我孫子市長あて</p> <p style="text-align: center;">申請団体名</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p> <p style="text-align: right;">電話番号</p> <p>我孫子市景観条例第21条第2項の規定により、景観づくり市民団体の認定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p>	
団 体 の 名 称	
団 体 の 事 務 所 の 所 在 地	
主 たる 活 動 内 容	
団 体 の 構 成 員 数	
※ 認定年月日 年 月 日	※ 認定番号 第 号

注

- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
 - (1) 規約
 - (2) 代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した書類
 - (3) その他指定された書類

様式第 1 1 号 (第 1 9 条関係)

我孫子市景観づくり市民団体認定通知書

(番 号)
年 月 日

様

我孫子市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観づくり市民団体の認定については、次のとおり認定することに決定したので、我孫子市景観条例施行規則第 1 9 条の規定により通知します。

景観づくり市民団体の名称	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
事務担当課	部 課 電話

我孫子市景観づくり市民団体不認定通知書

(番 号)
年 月 日

様

我孫子市長 印

年 月 日付けで申請のあった景観づくり市民団体の認定については、次の理由により認定しないことに決定したので、我孫子市景観条例施行規則第19条の規定により通知します。

理由

事務担当課

部 課 電話

様式第13号（第20条関係）

我孫子市景観づくり市民団体変更届出書

年 月 日

我孫子市長あて

申請団体名
 代 表 者 住 所
 氏 名
 電話番号

㊟

我孫子市景観条例施行規則第20条の規定により、景観づくり市民団体を変更したので、次のとおり関係図書を添えて届け出ます。

景観づくり市民団体の名称	
景観づくり市民団体認定年月日	年 月 日
景観づくり市民団体認定番号	第 号
変更理由	
変更事項	変更前
	変更後
添付書類	次に掲げる書類を添付します。

様式第14号（第21条第2項関係）

我孫子市景観づくり市民団体認定取消通知書

(番 号)
年 月 日

様

我孫子市長 印

我孫子市景観条例第21条第1項の規定により、景観づくり市民団体の認定を取り消したので、次のとおり通知します。

景観づくり市民団体の名称	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	
事務担当課	部 課 電話

様式第 1 5 号（第 2 2 条関係）

我孫子市景観形成重要物指定同意書

年 月 日

我孫子市長あて

住 所
氏 名
電話番号

印

私の所有（占有・管理）する次の物件について、我孫子市景観条例第 2 5 条第 2 項の規定により景観形成重要物として指定されることに同意します。

物件の名称	
物件の種類	<input type="checkbox"/> 景観法第 1 9 条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第 2 8 条に規定する景観重要樹木
物件の所在地	
物件の概要 （建造物にあつては、敷地面積・建築面積・延べ面積・階数及び高さ・構造・完成年月日・外観の特徴等） （樹木にあつては、樹種・樹高・葉張り等）	
その他参考になる事項	

様式第16号（第23条関係）

我孫子市景観形成重要物指定通知書

(番 号)
年 月 日

様

我孫子市長 印

我孫子市景観条例第25条第3項の規定により、次のとおり景観形成重要物の指定をしたので、同条例施行規則第23条の規定により通知します。

景観形成重要物の 名 称	
景観形成重要物の 種 類	<input type="checkbox"/> 景観法第19条に規定する景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観法第28条に規定する景観重要樹木
景観形成重要物の 所 在 地	
景観形成重要物の 所 有 者	氏 名 住 所
指 定 の 理 由 (建造物にあつては、 外観の特徴、 樹木にあつては、 樹容の特徴)	
指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
事 務 担 当 課	部 課 電話